



平成 20 年 6 月 27 日  
国 土 交 通 省  
自 動 車 交 通 局

「道路運送車両の保安基準」、「道路運送車両法施行規則」、「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正に係る意見の募集について

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成 10 年に「国連の車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、日本が既に採用している「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」など 15 規則の改正案が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 144 回会合において採択されました。

このため、我が国が適用している規則の改訂内容を取り入れる必要があることから、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「車両法」という。）第 40 条、第 41 条、第 75 条の 2 に基づく「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、「装置型式指定規則」（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部を改正することを検討しています。

また、車輪を 3 個有する道路運送車両の区分を一部見直すために「道路運送車両法施行規則」（昭和 26 年運輸省令第 74 号）を、車両法第 66 条に基づき自動車に表示義務のある検査標章についてその視認性向上を図るため車両法第 76 条に基づく「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」（昭和 45 年運輸省令第 8 号）等の一部を改正することを検討しています。（別紙 1）

これらの改正により、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両安全対策が推進されること等が期待されます。

つきましては、広く内外の関係者から、本改正に対する御意見を以下の要領で募集します。

## <意見公募要領>

### 1. 意見募集対象

「道路運送車両の保安基準」、「道路運送車両法施行規則」、「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について（別紙の事項）

### 2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

#### （1）ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1639

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 あて  
ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

#### （2）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 あて  
郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

#### （3）電子メールの場合

電子メールアドレス：g\_TPB\_GAB\_GKK\_KGY@mlit.go.jp

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 あて  
電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

### 3. 意見募集期限

平成20年6月27日から平成20年7月28日まで（※必着）

### 4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

なお、別紙1中2. (3)④に対するご意見の結果については、平成20年6月13日付け「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集について」に対するご意見の結果とあわせて公開する予定です。

また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

#### 問い合わせ先

自動車交通局技術安全部 技術企画課：加野島、高瀬  
審査課：平川

電話 03-5253-8111（内線 42256、42253）

03-5253-8591（技術企画課（直通））

03-5253-8596（審査課（直通））

## 意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)